

山梨県公報

第千二百四十一号

平成十三年

十一月八日

木曜日

目次

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五八七
換地処分届出(二件)	五八七
土地改良区役員退任及び就任(二件)	五八八
教育委員会	五八八
一般競争入札について	五八九
公安委員会	五八九
信号機設置等交通規制の告示の一部改正	五九〇
遊技機の型式の検定	五九八
正 誤	五九八
平成十三年九月六日付け第千二百二十五号中	五九九

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十三年十一月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 東八代郡一宮町末木字末木田九二の一、九二の二、九三、九四、九五、九六の一、九六の二、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三九、九四二、九四三、九五四、九五五、九五六及び九六七
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

水 路

- 〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び一宮町役場に備え置いて縦覧に供する。
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東八代郡一宮町末木八百七番地の六 一宮町長職務代理人 堀内寿永

換地処分届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、須玉町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
 平成十三年十一月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 地区名
須玉町シキミ沢地区
- 二 換地処分をした年月日
平成十三年五月三十日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
九人

換地処分届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、双葉町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
 平成十三年十一月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 地区名
双葉町大袋地区
- 二 換地処分をした年月日
平成十三年八月二十七日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
七十五人

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上野
 原土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十三年十一月八日

山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	市川 優	北都留郡上野原町上野原三八三番地	平成十二年八月二十 五日
同	山崎 守平	六三二番地	平成十二年一月十四 日
同	檜島 叶	一五九五番地	平成十二年八月二十 五日
同	田中 保	五一三番地	同
同	小俣 蒼	新田四四〇番地	同
同	河内 実	上野原二〇二番地	同
同	古家 慶典	三九〇七番地	同
同	石井 秀夫	五六三八番地	同
同	飯島 芳雄	新田一一八九番地	同
同	奈良 貞夫	上野原五二六番地	同
監事	中島彦太郎	四三九九番地	同
同	波多野保男	二五二番地	同
同	網野 重行	二四〇八番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	市川 優	北都留郡上野原町上野原三八三番地	平成十二年八月二十 六日
同	小俣 蒼	新田四四〇番地	同

同	檜島 叶	上野原一五九五番地	同
同	田中 保	五一三番地	同
同	飯島 芳雄	新田一一八九番地	同
同	古家 慶典	上野原三九〇七番地	同
同	相原 秀里	二〇一〇番地三	同
同	加藤 頼男	六三五四番地	同
同	奈良 貞夫	五二一六番地	同
同	山口 正文	四〇八四番地	同
監事	畑野 嘉一	二四四番地二	同
同	佐藤 悦雄	五一〇五番地	同
同	杉本勢八郎	二四二番地	同

土地改良区役員
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上野
 原土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十三年十一月八日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	檜島 叶	北都留郡上野原町上野原一五九五番地	平成十二年十二月三 十一日
同	相原 秀里	二〇一〇番地三	平成十二年十二月三 十一日
同	市川 優	三八三番地	平成十三年八月二十 四日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	奈良 明彦	北都留郡上野原町上野原三二一番地	平成十三年九月一日

教育委員会

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年十一月八日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

県立学校教育情報化推進事業用パソコン等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十四年三月十五日から同年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県教育委員会教育長が別途指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公示に示した借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が判断した者であること。

3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

と。

三 入札者に要求される義務

入札者は、別途交付する入札説明書の三に示す入札者に要求される義務の事項について証明する書類を平成十三年十一月三十日午後四時までに四の1の場所に提出しなければならぬ。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁

高校教育課指導担当 電話〇五五 二二三 一七六六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から四の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十三年十一月三十日午後二時三十分 県民会館二〇四会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十三年十二月二十一日午後一時三十分 県民会館六〇四会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十三年十二月二十日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認められた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 その他
詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Schools Information Network Propulsion Project, 1 Set

2 Date and time for tender:

1:30 PM December 21, 2001

3 Bureau in charge

(Section in charge) High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education, 6-1 Marunouchi 1-chome, Kofu-shi, Yamanashi-ken, 400-8504 Japan, Phone: 055-223-1766

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十三年十一月八日

山梨県公安委員会

委員長 風間善樹

別表第一中

二六九	甲府市和戸町九八六番地先（国道一四〇号と国道四一一号との丁字路交差点）	東部市民セン ター南	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	-------------------------------------	---------------	----------------------

二六九	甲府市和戸町九八六番地先（国道一四〇号と国道四一一号との丁字路交差点）	東部市民セン ター南	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	-------------------------------------	---------------	----------------------

二七〇	甲府市朝日三丁目八番一号先（市道朝日塩部線とその他の道路との十字路交差点）	横沢橋東詰	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---------------------------------------	-------	---------------------

一八〇	中巨摩郡田富町山之神三、五六番地先（主要地方道甲府市川大門線と町道の交わる十字路交差点）	田富北小通学路	五九・三・一一 告示第一二二号
-----	--	---------	--------------------

一八〇	甲府市下鍛冶屋町九〇三番地先（市道中上今井線との十字路交差点）	上今井町公民館入口	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---------------------------------	-----------	---------------------

三一九	中巨摩郡昭和町上河東七三〇番地の一先（町道三八号線と農道二六号線との十字路交差点）	常永駅南	平成一三年一月一日 告示第四四号
-----	---	------	---------------------

三一九	中巨摩郡昭和町上河東七三〇番地の一先（町道三八号線と農道二六号線との十字路交差点）	常永駅南	平成一三年一月一日 告示第四四号
-----	---	------	---------------------

三三〇	中巨摩郡玉穂町若宮一九番一号先（町道昭和田玉穂線と町道三二七七号線と町道三二二八三三号線との十字路交差点）	若宮西	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---	-----	---------------------

三三一	中巨摩郡田富町山之神三、五六番地の一先（県道葦崎形豊富線（新山梨環状道路）と県道甲府市川大門線昭和バイパスとの丁字路交差点）	田富西ランプ	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	--	--------	---------------------

三三三	中巨摩郡若草町浅原一九七番地の一先（県道葦崎形豊富線と県道増穂若草線との丁字路交差点）	浅原橋西	平九・八・二八 告示第四二二号
-----	---	------	--------------------

三三三	中巨摩郡若草町浅原一九七番地の先(県道葦崎形豊富線と県道増穂若草線と県道若草双葉線との十字路交差点)	浅原橋西	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	--	------	---------------------

一一三	中巨摩郡白根町曲輪田新田一五五番地先(県道葦崎形線と広域農道との十字路交差点)	曲輪田新田	平成一三年一月一日 告示第四四号
-----	---	-------	---------------------

一一二	中巨摩郡白根町曲輪田新田一五五番地先(県道葦崎形線と広域農道との十字路交差点)	曲輪田新田	平成一三年一月一日 告示第四四号
-----	---	-------	---------------------

一一三	中巨摩郡若草町鏡中条二、一五五番地先(県道葦崎形豊富線(新山梨環状道路)同士の十字路交差点)	若草ランプ	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	--	-------	---------------------

一一四	中巨摩郡若草町鏡中条二、一五六番地先(県道葦崎形豊富線(新山梨環状道路)と県道若草双葉線との丁字路交差点)	若草ランプ入	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---	--------	---------------------

一一五	中巨摩郡若草町鏡中条二、一三七番地先(県道若草双葉線と一級町道三号線の丁字路交差点)	鏡中条橋西	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	--	-------	---------------------

一一六	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地の先(県道若草双葉線と町道六七号線との十字路交差点)	ふれあい公園	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---	--------	---------------------

一一七	中巨摩郡若草町鏡中条二八三番地の先(県道若草双葉線と町道榎形若草線と町道五九号線との十字路交差点)	下今井東	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---	------	---------------------

一一八	中巨摩郡若草町下今井三〇五番地の先(県道甲府榎形線と町道榎形若草線との丁字路交差点)	下今井西	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	--	------	---------------------

七九	斐崎市藤井町北下条五番地の先(市道藤井九号線と農道藤井バイパスとの丁字路交差点)	斐崎文化ホー ル前	平成一三年一月一日 告示第四四号
----	--	--------------	---------------------

七九	斐崎市藤井町北下条五番地の先(市道藤井九号線と農道藤井バイパスとの丁字路交差点)	斐崎文化ホー ル前	平成一三年一月一日 告示第四四号
----	--	--------------	---------------------

八〇	斐崎市藤井町駒井一、九一二番地の先(農道幹線一号线と市道との丁字路交差点)	斐崎北東小西	平成一三年一月八日 告示第四七号
----	---------------------------------------	--------	---------------------

一一六	東八代郡石和町下平井一、一七〇番地の先(町道一〇号線と町道二〇号線との十字路交差点)	下平井	平成一三年三月八日 告示第一〇号
-----	--	-----	---------------------

一一六	東八代郡石和町下平井一、一七〇番地の先(町道一〇号線と町道二〇号線との十字路交差点)	下平井	平成一三年三月八日 告示第一〇号
-----	--	-----	---------------------

一一七	東八代郡八代町南一、一九〇番地の先(県道甲府八代線と町道一四号線と町道一四二号線との十字路交差点)	県営八代団地 入口	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---	--------------	---------------------

七三	東山梨郡牧丘町千野々宮九八番地の先(県道樋口塩山線と町道二〇六号線との十字路交差点)	中牧神社北	平成一三年一月一日 告示第四四号
----	--	-------	---------------------

七三	東山梨郡牧丘町千野々宮九八番地の先(県道樋口塩山線と町道二〇六号線との十字路交差点)	中牧神社北	平成一三年一月一日 告示第四四号
----	--	-------	---------------------

七四	山梨市後屋敷五六四番地の先	東後屋敷	平成一三年一月八日
----	---------------	------	-----------

小(市道青梅支線と市道東後屋敷敷線との丁字路交差点)	告示第四七号
----------------------------	--------

四二 都留市小野五三九番地先(市道の八幡法能線と市道寺橋通り線との十字路交差点)	開地保育園前	平二二・四・一〇 告示第一八号
--	--------	--------------------

四二 都留市小野五三九番地先(市道の八幡法能線と市道寺橋通り線との十字路交差点)	開地保育園前	平二二・四・一〇 告示第一八号
四三 都留市田野倉六七二番地先(国道一三九号と市道中野原昭利通り支線五号との丁字路交差点)	田野倉駅北	平成一三年一月八日 告示第四七号
四四 都留市大野三三番地の二(市道都留道志線と市有道路との丁字路交差点)	附属小学校前	平成一三年一月八日 告示第四七号

二二七 富士吉田市上吉田一、七一六番地先(国道一三九号富士見バイパスと市道城山東五号線との十字路交差点)	市立病院入口	平成一三年八月九日 告示第三二二号
--	--------	----------------------

二二七 富士吉田市上吉田一、七一六番地先(国道一三九号富士見バイパスと市道城山東五号線との十字路交差点)	市立病院入口	平成一三年八月九日 告示第三二二号
二二八 南都留郡足和田村大嵐五五九番地先(県道鳴沢河口湖線と村道二〇二号線と村道二〇一六号線との十字路交差点)	大嵐小学校前	平成一三年一月八日 告示第四七号

に改める。
別表第四中

四三六 町道 東八代郡中道町右左口	車両 車両進行	南甲 平成一三年六
-------------------	---------	-----------

一、四四一番地の二先(から東八代郡中道町右左口一、四四六番地の右先まで(右左口駐在所前交差点左折導流部)(五〇メートル)	東から西へ終日	府	月二一日 告示第二五号
--	---------	---	----------------

四三六 町道	車両 車両進行	南甲	平成一三年六月二一日 告示第二五号
四三七 郡川町道橋線	車両 車両進行	市川	平成一三年一月八日 告示第四七号

に改める。
別表第十中

九七九 県道甲府線	東八代郡八代町南一、六一〇番地先(協和化成前)	石和	四九・四・一一 一六号
-----------	-------------------------	----	----------------

九七九 県道甲府線	東八代郡八代町南一、一九〇番地先(県営八代団地入口交差点)	石和	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----------	-------------------------------	----	---------------------

一、六八〇 国道三九号	都留市田之倉六三四番地先(河野方前)	都留	二五〇・八・一九 二九号
-------------	--------------------	----	-----------------

を

一、六八〇	国道一三九号	都留市田之倉六七二番地先(田野倉駅北交差点)	一	都留	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	------------------------	---	----	---------------------

二、〇八九	市道	甲府市塩部二丁目一番一六号先(塚田方)北側	一	甲府	五二・二二・一四四号
-------	----	-----------------------	---	----	------------

二、〇八九	市道朝日塩部線	甲府市朝日三丁目八番一号先横沢橋東詰交差点)	一	甲府	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	------------------------	---	----	---------------------

二、一二六	県道都留志線	都留市大野三五二番地先(都留文大附属小学校入口)	一	都留	五二・二二・一四四号
-------	--------	--------------------------	---	----	------------

二、一二六	県道都留志線	都留市大野三五三番地の一先附属小学校前交差点)	一	都留	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	-------------------------	---	----	---------------------

二、二六七	県道増穂若草線	中巨摩郡若草町浅原一九七番地の一先(浅原橋西交差点)	三	小笠原	〇一〇・四・三二二号
-------	---------	----------------------------	---	-----	------------

二、二六七	県道増穂若草線	中巨摩郡若草町浅原一九七番地の一先(浅原橋西交差点)	四	小笠原	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	----------------------------	---	-----	---------------------

三、〇四七	主要地方道甲府市川線	中巨摩郡田富町山之神三、五六〇番地先(田富北小通学路)	一	南甲府	五九・三・一一号
-------	------------	-----------------------------	---	-----	----------

三、〇四七	削除			南甲府	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	----	--	--	-----	---------------------

三、三五六	県道鳴沢湖線	南都留郡足和田村大嵐五五八番地の一先(大嵐小学校入口交差点)	一	富士吉田	六二・三・一一号
-------	--------	--------------------------------	---	------	----------

三、三五六	県道鳴沢湖線	南都留郡足和田村大嵐五五九番地(大嵐小学校前交差点)	一	富士吉田	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	----------------------------	---	------	---------------------

三、七三四	町道	中巨摩郡玉穂町井之口二二四番地南側交差点)	四	南甲府	平三・九・三〇二四号
-------	----	-----------------------	---	-----	------------

三、七三四	町道玉穂和線	中巨摩郡玉穂町若宮一九番地の一先(若宮西交差点)	四	南甲府	平成十三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	--------------------------	---	-----	---------------------

三、八五六	市道農道・幹線	斐崎市藤井町駒井一、七八一番地先(北東小学校、北東)	一	斐崎	平五・五・二〇三三〇号
-------	---------	----------------------------	---	----	-------------

三、八五六	農道幹線一號	葦崎市藤井町駒井一、九一二番地先（葦崎北東小西交差点）	一	葦崎	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	-----------------------------	---	----	---------------------

三、九四八	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地の一先（小山巖方西方十字路口交差点）	四	小笠原	平一一・六・三 告示第二五号
-------	---------	-----------------------------------	---	-----	-------------------

三、九四八	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地の一先（ふれあい公園西交差点）	四	小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	--------------------------------	---	-----	---------------------

四、一六八	市道中上井線	甲府市下鍛冶屋町九〇三番地先（今井正三郎方南側交差点）	一	南甲府	平八・九・二六 告示第四二号
-------	--------	-----------------------------	---	-----	-------------------

四、一六八	市道中上井線	甲府市下鍛冶屋町九〇三番地先（上今井公民館入口交差点）	一	南甲府	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	-----------------------------	---	-----	---------------------

四、一八八	町道青柳沢線	南巨摩郡増穂町長沢五八六番地の一〇先（福祉橋南詰交差点）	一	鵜沢	平八・一一・一 告示第五六号
-------	--------	------------------------------	---	----	-------------------

四、一八八	町道青柳沢線	南巨摩郡増穂町長沢五八六番地の一〇先（福祉橋南詰交差点）	四	鵜沢	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	------------------------------	---	----	---------------------

四、五二八	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二八三番地先（株キトー若草社宅北方町道櫛形若草線との十字路口交差点）	四	小笠原	平一一・六・三 告示第二五号
-------	---------	--	---	-----	-------------------

四、五二八	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二八三番地先（下今井東交差点）	四	小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	---------------------------	---	-----	---------------------

四、八〇七	県道コモア線	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目三七番四号先（積水ハウスマネジメント南側）	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	--------	--	---	-----	---------------------

四、八〇七	県道コモア線	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目三七番四号先（積水ハウスマネジメント南側）	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	--------	--	---	-----	---------------------

四、八〇八	町道昭和玉線	中巨摩郡玉穂町若宮一九番地の一先（若宮西交差点）	四	南甲府	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	--------------------------	---	-----	---------------------

四、八〇九	県道豊崎新山線	中巨摩郡田富町山之神三、五三番地の一先（田富西ランプ交差点）	一	南甲府	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	--------------------------------	---	-----	---------------------

四、八一〇	県道豊崎新山線	中巨摩郡若草町鏡中条二、一六五番地先（若草ランプ入口交差点）	二	小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	--------------------------------	---	-----	---------------------

四、八一〇	県道豊崎新山線	中巨摩郡若草町鏡中条二、一六五番地先（若草ランプ入口交差点）	三	小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	---------	--------------------------------	---	-----	---------------------

四、八二二	県道甲斐道線	中巨摩郡若草町下今井三〇五番地の一先（下今井西交差点）	三	小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	--------	-----------------------------	---	-----	---------------------

に改める。

別表第十五中

五二 国道 五二 号	南巨摩郡身延町下山 二六三番地の先 月幹方から南巨 摩郡身延町相又九 八番地先(千頭和清	〇、七五	車両	終日	南部	五二・二〇 三・一〇
四、八二三	線 倉飯富	南巨摩郡中富町飯富一、三三七番地先(若尾呉服店前交差点)	一	鵜沢	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二四	国道五二号	南巨摩郡身延町小田船原一、一三五番地先(遠藤早苗方西側交差点)	一	南部	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二五	井場道役 三番地の五先(藤田恭二方前交差点)	南巨摩郡身延町波木井一、九九	一	南部	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二六	線 瀬富高	南巨摩郡富沢町富士二二、一六九番地先(東根熊多目的集会所西側)	一	南部	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二七	国道五二号	南巨摩郡富沢町万沢一、二九三番地の先(ファミリーマート富沢店東側)	一	南部	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二八	線 向新田	西八代郡市川大門町二、八九四番地の二先(新田橋西詰交差点)	二	市川	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八一九	線 向新田	西八代郡市川大門町三、四八〇番地先(新田橋東詰交差点)	二	市川	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二〇	延下部身	西八代郡六郷町鴨狩津向七七六番地先(伊藤克己方南側)	一	市川	告示第四七号	平成一三年一月八日
四、八二二	梅市道青 支線	山梨市後屋敷五六四番地の先(東後屋敷交差点)	三	部下	告示第四七号	平成一三年一月八日

に改める。

別表第十六中

五二 国道五二 号	南巨摩郡身延町下山 二三一番地の九九先 (上沢交差点)から 南巨摩郡富沢町富士 一七八五番地先(富 栄橋西詰交差点)ま での両側	〇、九六	車両	終日	南部	平成一三年一月八日 告示第四七号
三二五	削除					平成一三年一月八日 告示第四七号

三二五	削除					平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	----	--	--	--	--	---------------------

六、五一九	中市野原 昭和支線 五号	都留市田野倉六四七番地先(小林治宏方南側)	六〇・八・一 二八号			平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	--------------------	-----------------------	---------------	--	--	---------------------

六、五一九	削除					平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	----	--	--	--	--	---------------------

七、八九一	町道	西八代郡市川大門町二、九五四番地の先(青洲橋西詰交差点南側)	市川	平二・一・一一号
-------	----	--------------------------------	----	----------

七、八九一	削除		市川	平成一三年一月八日 告示第四七号
-------	----	--	----	---------------------

八、一七四	町道	中巨摩郡玉穂町井之口二四番地の先(「古屋良仁」方所有宅地南側)	南甲府	平三・九・三〇一四号
八、一七五	町道	中巨摩郡玉穂町井之口二四番地の先(「渡辺知治」方所有宅地北側)	南甲府	平三・九・三〇一四号

八、一七四	削除		南甲府	平成一三年一月八日 告示第四七号
八、一七五	削除		南甲府	平成一三年一月八日 告示第四七号

九、七二八	草櫛町線若道	中巨摩郡若草町鏡中条二八三番地の先(「キト」若草社宅北方側・東進車両)	小笠原	平一・六・三二五号 告示
九、七一九	草櫛町線若道	中巨摩郡若草町鏡中条三〇六番地の先(「キト」若草社宅北方側・西進車両)	小笠原	平一・六・三二五号 告示
九、七二〇	草櫛町線若道	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地の先(「小山巖」方西方十字路交差点北側・南進車両)	小笠原	平一・六・三二五号 告示

九、七二二	草櫛町線若道	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地の先(「小山巖」方西方十字路交差点南側・北進車両)	小笠原	平一・六・三二五号 告示
-------	--------	--	-----	-----------------

九、七二八	削除		小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
九、七一九	削除		小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
九、七二〇	削除		小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号
九、七二二	削除		小笠原	平成一三年一月八日 告示第四七号

一〇、二八五	コモア西一	北都留郡上野原町四方津二、五番地の先(「県道野田尻四方津停車場線との丁字路交差点東側・西進車両」)	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
--------	-------	---	-----	---------------------

一〇、二八五	コモア西一	北都留郡上野原町四方津二、五番地の先(「県道野田尻四方津停車場線との丁字路交差点東側・西進車両」)	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
一〇、二八六	町道増穂	南巨摩郡増穂町長沢五八六番地の先(「大堀孝良」方西方側・北進車両)	鵜沢	平成一三年一月八日 告示第四七号
一〇、二八七	町道	南巨摩郡増穂町長沢五八一番地の先(「依田克仁」方南側・東進車両)	鵜沢	平成一三年一月八日 告示第四七号
一〇、二八八	町道	南巨摩郡増穂町長沢五九七番地の先(「秋山忠洋」方南側・東進車両)	鵜沢	平成一三年一月八日 告示第四七号

一〇、二八九	町道	南巨摩郡増穂町長沢五六七番地の四先(川手方倉庫東側・北進車両)	鵜沢	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九〇	町道	南巨摩郡鵜沢町四、五一〇番地の一先(依田梅子方南側・東進車両)	鵜沢	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九一	県道曙 静岡線	南巨摩郡中富町切石一五四番地の先(松田一夫方南側・東進車両)	鵜沢	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九二	町道	西八代郡市川大門町三、四八〇番地先(新田橋東詰交差点南側・北進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九三	一町道第 一号线	西八代郡三珠町大塚三六〇番地先(東日本イノアツク株甲府工場東方約三〇〇メートル町道本村新道線との十字路交差点東側・西進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九四	一町道第 一号线	西八代郡三珠町大塚三六三番地先(東日本イノアツク株甲府工場東方約三〇〇メートル町道本村新道線との十字路交差点西側・東進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九五	一町道第 一号线	西八代郡三珠町大塚七〇〇番地先(東日本イノアツク株甲府工場南側交差点北側・南進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九六	一町道第 一号线	西八代郡三珠町大塚八三七番地先(東日本イノアツク株甲府工場南側交差点南側・北進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九七	一町道第 一号线	西八代郡三珠町上野三、〇一三番地先(青木誠方東側・北進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九八	一町道第 一号线	西八代郡三珠町上野六五番地の先(渡辺勲方南西角交差点東側・西進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、二九九	一町道第 一号线	西八代郡三珠町上野九四番地の先(渡辺勲方南西角交差点西側・東進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、三〇〇	一町道第 一号线	西八代郡六郷町岩間二〇番地先(小林幹住方西側・北進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号

に改める。

一〇、三〇一	町道	西八代郡六郷町岩間二〇番地先(嶋田昭一方東側交差点北側・南進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、三〇二	町道	西八代郡六郷町岩間四三番地の先(嶋田昭一方東側交差点南側・北進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、三〇三	町道	西八代郡六郷町岩間四三番地の先(佐藤城史方南側・南進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、三〇四	町道	西八代郡六郷町宮原一、二八三番地先(井上幸将方北西角交差点東側・西進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号
一〇、三〇五	町道	西八代郡六郷町宮原五三一番地先(井上幸将方北西角交差点西側・東進車両)	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号

別表第十九号

に改める。

一四八	一四八	中府道 玉穂線	中府道 玉穂線	南甲府	南甲府	平成十三年八月九日 告示第三二号	平成十三年八月九日 告示第三二号
中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地の三先(町道上成島中橋線との丁字路交差点)から中巨摩郡玉穂町乙黒七六七番地の先(田中公則方東側交差点)までの両側歩道(一、八九〇メートル)							

を

一四八	一四八	中府道 玉穂線	中府道 玉穂線	南甲府	南甲府	平成十三年八月九日 告示第三二号	平成十三年八月九日 告示第三二号
中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地の三先(町道上成島中橋線との丁字路交差点)から中巨摩郡玉穂町乙黒七六七番地の先(田中公則方東側交差点)までの両側歩道(一、八九〇メートル)							
一四九	一四九	町道 新田	町道 新田	市川	市川	平成十三年一月八日 告示第四七号	平成十三年一月八日 告示第四七号
西八代郡市川大門町一、七七六番地先(郡農協前交差点)から西八代郡市川大門町三、四八一番地先(新田橋東詰交差点)までの両側歩道(五二〇メートル)							

に改める。

別表第三十二中

二七	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二八三番地 先(株)キトー若草社宅北方十字路 交差点)	四	平一・六・三 告示 第二五号
二八	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地 の先(小山巖方西方十字路交差 点)	四	平一・六・三 告示 第二五号

二七	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二八三番地 先(下今井東交差点)	四	平一三年一月八日 告示第四七号
二八	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地 の先(ふれあい公園西交差点)	四	平一三年一月八日 告示第四七号

三八	県道甲府櫛形線	中巨摩郡白根町上今諏訪四六一番 地の三先(開国橋西詰交差点)	一	平一二年二月二八 日告示 第五四号
----	---------	-----------------------------------	---	-------------------------

三八	県道甲府櫛形線	中巨摩郡白根町上今諏訪四六一番 地の三先(開国橋西詰交差点)	一	平一二年二月二八 日告示 第五四号
三九	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二、一六五 番地先(若草ランブ人口交差点)	二	平一三年一月八日 告示第四七号
四〇	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条二、三七九 番地先(鏡中条橋西交差点)	三	平一三年一月八日 告示第四七号
四一	県道甲府櫛形線	中巨摩郡若草町下今井三〇五番地 の先(下今井西交差点)	三	平一三年一月八日 告示第四七号

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 昭和二十三年法律第百二十一号) 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊

技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十一月七日までとする。

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
株式会社アクト技研 代表取締役 町野忠英 東京都川崎市上砂町五丁目一 三番地七	遊技機の種別及び区分 型式名 モボ・モガ	製造業者又は輸入者名 株式会社アクト技研 一四〇三三三
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)特別電動役物	マルホン工業株式会社 一〇〇四三〇
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七 番七号	キタチャリンカント ツイスト	株式会社北電子 一四〇四〇三
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	株式会社オリンピア 一四〇四〇七
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	株式会社オリンピア 一四〇四一三
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	株式会社オリンピア 一四〇四〇八
豊丸産業株式会社 代表取締役	ぱちんこ遊技	一〇〇四四六

正 誤

役員 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	株式会社ニューギン 代表取締役 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	S 1 ック 株式会社	一 二〇四三五
テクノコーシン株式会社 代表取締役 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	テクノコーシン株式会社 代表取締役 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	モ ン ス タ 3 0	テクノコーシン株式会社	一 四〇三七四
テクノコーシン株式会社 代表取締役 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	テクノコーシン株式会社 代表取締役 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	セ ブ ン ナ イ パ ー	テクノコーシン株式会社	一 四〇三五〇
株式会社ダイドー 代表取締役 東京都渋谷区東二丁目二三番三三三号	株式会社ダイドー 代表取締役 東京都渋谷区東二丁目二三番三三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	C R から ぐ り キ ッ ズ S R	株式会社ダイドー	一 〇〇四五一

平成十三年九月六日山梨県告示第百八十七号(保安林の指定の予定)

ページ	段	行	誤	正
四八九	上	終わりから八	八〇二から八〇七まで以上六筆について合併)	八〇二
同	下	三	字細尾八〇二から八〇七まで(以上六筆について合併)	字細尾八〇二

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番